

静岡県告示第1006号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により地方卸売市場の廃止をし、静岡県卸売市場条例（昭和46年静岡県条例第51号）第13条の規定により卸売業務の廃止の届出を受理したので、静岡県卸売市場条例第29条第1項及び第2号の規定により告示する。

平成28年11月22日

静岡県知事 川勝平太

1 廃止の許可

水産物部

住所	開設者の名称	市場の名称	廃止の場所
御前崎市港 6131 番地	南駿河湾漁業協同組合	地方卸売市場 地頭方魚市場	牧之原市新庄 1209 番地 1

許可年月日	廃止年月日
昭和 47 年 12 月 21 日	平成 28 年 11 月 30 日

2 卸売業務廃止の届出

水産物部

住所	開設者の名称	市場の名称	取扱品目
御前崎市港 6131 番地	南駿河湾漁業協同組合	地方卸売市場 地頭方魚市場	水産物部

廃止年月日
平成28年11月30日